

31 リスクコミュニケーション
住民への一元的情報提供

(カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	その他	
	A (良好)	B (普通)	C (要改 善)	その他	計
都道府県保健所	8	26	96	47	237
指定都市保健所	0	4	4	8	26
中核市保健所	0	8	8	1	26
保健所政令市保健所	0	0	2	0	4
保健所特別区保健所	0	4	5	0	4
東京都特別区保健所	7	42	113	56	151
計	8	42	113	56	308

A.ハニツク予防に配慮して、住民に正確な情報を適時一元的に提供する
B.情報を一元的に提供する
C.質問に答えて情報を提供する

32 愛玩動物対応
動物の保護など

(カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	その他	
	A (良好)	B (普通)	C (要改 善)	その他	計
都道府県保健所	9	32	52	77	237
指定都市保健所	0	3	4	13	26
中核市保健所	1	5	14	5	26
保健所政令市保健所	0	0	1	2	4
保健所特別区保健所	4	1	4	1	4
東京都特別区保健所	12	44	75	98	151
計	8	42	113	56	308

A.地域関係者と協力して、動物愛護、狂犬病対策などの観点から、災害時の愛玩動物保護施設の運用、その他情報提供を系統的に行う
B.保健所で愛玩動物等の保護を行うと同時に必要に応じて情報提供を考慮する
C.要請があれば、狂犬病予防法に基づいて動物の一時保護等を行う

33 事後住民相談窓口
個別健康相談窓口の設置

(カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	その他	
	A (良好)	B (普通)	C (要改 善)	その他	計
都道府県保健所	7	70	98	45	237
指定都市保健所	0	4	7	10	26
中核市保健所	1	9	15	0	26
保健所政令市保健所	0	1	2	1	4
保健所特別区保健所	0	6	6	2	4
東京都特別区保健所	8	90	126	58	151
計	8	90	126	58	308

A.早期に相談窓口が開設できる。時機に応じた相談・対応(PTSD等)ができる
B.早期に相談窓口が開設できる
C.要望に応じて相談窓口の設置を行う

34 追跡調査
住民の系統的追跡調査

(カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	その他	
	A (良好)	B (普通)	C (要改 善)	その他	計
都道府県保健所	10	20	49	107	237
指定都市保健所	0	2	4	11	26
中核市保健所	0	3	10	8	26
保健所政令市保健所	0	0	1	1	4
保健所特別区保健所	0	0	3	6	4
東京都特別区保健所	11	25	67	133	151
計	11	25	67	133	308

A.初期情報に基づいて被災住民の系統的追跡調査ができる
B.被災住民の系統的追跡調査ができる
C.必要があれば追跡調査を行う

35 事後評価
対応の事後評価

(カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	その他	
	A (良好)	B (普通)	C (要改 善)	その他	計
都道府県保健所	8	24	175	4	237
指定都市保健所	0	2	15	1	26
中核市保健所	1	3	15	1	26
保健所政令市保健所	0	0	3	0	4
保健所特別区保健所	1	1	10	0	4
東京都特別区保健所	10	29	218	6	151
計	10	29	218	6	308

A.外部評価など客観的な評価を行い、課題を抽出、改善を行う
B.内部評価を行い、改善を行う
C.評価を行わない

36 事後評価
対応体制の再構築

(カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	その他	
	A (良好)	B (普通)	C (要改 善)	その他	計
都道府県保健所	8	56	144	5	237
指定都市保健所	0	5	11	1	26
中核市保健所	1	3	16	1	26
保健所政令市保健所	0	0	3	0	4
保健所特別区保健所	2	2	9	0	4
東京都特別区保健所	9	66	183	7	151
計	9	66	183	7	308

A.事後評価に基づいて、地域関係者で対応体制の再構築を行う
B.事後評価に基づいて、保健所内での対応体制の再構築を行う
C.再構築を行わない

自然災害

1 地域での連携体制の構築
 1 地域での連携体制の構築
 自然災害のリスクアセスメント

評価項目	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (要改善)	
1. 都道府県保健所	1.7	12.2	32.1	1.7
2. 指定都市保健所	0.0	7.7	0.0	3.8
3. 中核市保健所	0.0	3.8	7.7	11.5
4. 保健所政令市保健	0.0	0.0	0.0	25.0
5. 東京都特別区保健	0.0	0.0	0.0	20.0
計	1.3	2.3	10.1	27.3

A. 最新の情報を収集し、発生しうる自然災害のリスクアセスメントを行い、地図に落とし、所内で共有している
 B. 起こりうる自然災害のリスクアセスメントを行っている
 C. リスクアセスメントは行っていない

2 地域での連携体制の構築
 緊急医療活動等を阻害する要因についての評価

評価項目	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (要改善)	
1. 都道府県保健所	1.7	1.3	8.9	46.0
2. 指定都市保健所	0.0	7.7	3.8	34.6
3. 中核市保健所	0.0	0.0	15.4	30.8
4. 保健所政令市保健	0.0	0.0	0.0	25.0
5. 東京都特別区保健	6.7	0.0	6.7	20.0
計	43.2	1.3	8.8	42.2

A. 地勢的要因(道路、橋等)についての情報を分析し、対策を樹立している
 B. 地勢的要因の分析を行っている
 C. 地勢的要因の分析は行っていない

3 統括組織の確認
 災害時の指揮関係機関との役割の確認

評価項目	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (要改善)	
1. 都道府県保健所	0.0	32.5	54.4	3.8
2. 指定都市保健所	0.0	3.8	15.4	23.1
3. 中核市保健所	0.0	23.1	42.3	3.8
4. 保健所政令市保健	0.0	0.0	50.0	25.0
5. 東京都特別区保健	6.7	53.3	6.7	13.3
計	12.0	32.1	47.7	6.2

A. 県など所属組織内での役割の確認と訓練の実施
 B. 県など所属組織での役割の確認
 C. 所属組織で横断的な連携は行っていない

4 地域での連携体制の構築
 基幹医療機関との連携

評価項目	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (要改善)	
1. 都道府県保健所	0.0	10.5	56.1	22.8
2. 指定都市保健所	0.0	7.7	19.2	0.0
3. 中核市保健所	3.8	30.8	42.3	11.5
4. 保健所政令市保健	0.0	0.0	50.0	0.0
5. 東京都特別区保健	0.0	26.7	33.3	13.3
計	14.6	1.6	50.6	19.2

A. 災害拠点病院を中心とした地域緊急医療体制が構築されており、訓練(シミュレーション等)を行っている
 B. 災害拠点病院を中心とした、地域緊急医療体制が構築されている
 C. 通常の救急体制しかない

5 地域での連携体制の構築
 地域関係者との連携

評価項目	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (要改善)	
1. 都道府県保健所	3.0	18.1	55.3	15.6
2. 指定都市保健所	0.0	19.2	42.3	3.8
3. 中核市保健所	0.0	15.4	50.0	11.5
4. 保健所政令市保健	0.0	25.0	50.0	0.0
5. 東京都特別区保健	0.0	33.3	33.3	0.0
計	11.0	0.3	18.8	52.6

A. 救急、警察など地域関係者と定期的に情報交換や対応訓練を行っている
 B. 必要な地域関係者の顔を知っている
 C. 特別な連携はない

6 地域での連携体制の構築
 市町村との連携

評価項目	評価			計
	A (良好)	B (普通)	C (要改善)	
1. 都道府県保健所	3.0	19.4	57.4	13.5
2. 指定都市保健所	7.7	42.3	7.7	3.8
3. 中核市保健所	3.8	30.8	19.2	3.8
4. 保健所政令市保健	0.0	25.0	50.0	0.0
5. 東京都特別区保健	6.7	26.7	20.0	0.0
計	7.5	5.5	48.1	11.0

A. 市町村担当者情報交換や対応訓練を行っている
 B. 必要な市町村担当者の顔を知っている
 C. 特別な連携はない

7 地域での連携体制の構築
住民との連携

評価 1.保健所 (%)	2.具体的 評価指標 が不適当 か不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当		C (要改 善)	その他	計
		A (良好)	B (普通)			
1.都道府県保健所	17.3	3.4	3.0	18.1	53.6	1.7
2.指定都市保健所	38.5	0.0	0.0	38.5	0.0	0.0
3.中核市保健所	38.5	3.8	7.7	34.6	15.4	0.0
4.保健所政令市保健	0.0	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0
5.東京都特別区保健	33.3	6.7	20.0	26.7	13.3	0.0
計	21.4	3.2	6.2	22.1	43.5	1.3

- A.地域の住民(日赤義仕団、自主防災会等)と情報交換や対応訓練を行っている
B.地域住民組織の代表者を知っている
C.特別な連携はない

8 災害時緊急医療体制の構築
医療機関の対応力の把握

評価 1.保健所 (%)	2.具体的 評価指標 が不適当 か不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当		C (要改 善)	その他	計
		A (良好)	B (普通)			
1.都道府県保健所	4.6	2.1	5.9	49.8	35.4	1.3
2.指定都市保健所	34.6	0.0	7.7	23.1	34.6	0.0
3.中核市保健所	7.7	0.0	11.5	38.5	42.3	0.0
4.保健所政令市保健	25.0	0.0	0.0	25.0	50.0	0.0
5.東京都特別区保健	26.7	0.0	20.0	13.3	40.0	0.0
計	8.8	0.6	7.1	44.5	36.4	1.0

- A.毎年地域の緊急時医療体制・ライフラインを把握し、医療機関と体制強化の可能性について協議している
B.立入り検査時に医療機関の緊急体制を把握している
C.必要に応じて、医療機関の緊急体制を把握する

9 災害時緊急医療体制の構築
医療機関の役割体制の構築

評価 1.保健所 (%)	2.具体的 評価指標 が不適当 か不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当		C (要改 善)	その他	計
		A (良好)	B (普通)			
1.都道府県保健所	13.5	1.7	9.3	45.6	26.6	1.3
2.指定都市保健所	69.2	0.0	11.5	15.4	3.8	0.0
3.中核市保健所	7.7	0.0	23.1	46.2	23.1	0.0
4.保健所政令市保健	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健	13.3	0.0	6.7	60.0	13.3	0.0
計	17.9	1.6	10.7	43.5	23.4	1.0

- A.毎年地域医療機関の緊急時医療体制の役割を決めている
B.必要に応じて医療機関の役割を決めることができる
C.特別な体制はない

10 災害時緊急医療体制の構築
避難所トリアージポイントの決定

評価 1.保健所 (%)	2.具体的 評価指標 が不適当 か不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当		C (要改 善)	その他	計
		A (良好)	B (普通)			
1.都道府県保健所	19.0	1.3	0.8	37.6	34.6	1.3
2.指定都市保健所	57.7	0.0	0.0	26.9	7.7	0.0
3.中核市保健所	23.1	0.0	23.1	42.3	11.5	0.0
4.保健所政令市保健	25.0	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健	20.0	0.0	40.0	33.3	6.7	0.0
計	22.7	1.0	0.6	36.7	28.6	1.0

- A.避難所及びトリアージポイント(応急処置の場所)の設定・把握をしている
B.避難所の設置予定場所を把握している
C.必要に応じて情報を収集する

11 災害時緊急医療体制の構築
患者収容能力の把握

評価 1.保健所 (%)	2.具体的 評価指標 が不適当 か不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当		C (要改 善)	その他	計
		A (良好)	B (普通)			
1.都道府県保健所	9.3	0.4	1.7	16.5	67.9	1.3
2.指定都市保健所	30.8	0.0	0.0	11.5	53.8	0.0
3.中核市保健所	11.5	3.8	3.8	7.7	23.1	0.0
4.保健所政令市保健	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0	0.0
5.東京都特別区保健	40.0	0.0	0.0	26.7	33.3	0.0
計	12.7	0.6	2.9	17.2	63.3	1.0

- A.トリアージレベル別に、赤、黄色の患者の受け入れ可能数を把握し、地域で共有している
B.災害を想定した、病院の受け入れ可能患者数を把握している
C.立ち入り検査での病院の受け入れ可能患者数を把握している

12 災害時緊急医療体制の構築
地域緊急医療体制の構築

評価 1.保健所 (%)	2.具体的 評価指標 が不適当 か不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当		C (要改 善)	その他	計
		A (良好)	B (普通)			
1.都道府県保健所	11.4	1.3	1.7	13.1	63.3	1.3
2.指定都市保健所	42.3	0.0	0.0	7.7	19.2	0.0
3.中核市保健所	19.2	3.8	3.8	15.4	30.8	0.0
4.保健所政令市保健	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0
5.東京都特別区保健	40.0	6.7	0.0	13.3	40.0	0.0
計	16.2	1.6	1.6	9.1	54.9	1.0

- A.毎年医療機関、自治体、消防、警察と連携して地域の緊急時医療体制訓練(シミュレーション訓
練含む)を実施している
B.地域医療機関を中心に、緊急医療体制訓練を行っている
C.特別な訓練は行っていない

16 災害時の情報収集
要支援者情報

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良好) が不適当	
1.都道府県保健所	13.5	0.4	0.8	15.7
2.指定都市保健所	26.9	7.7	0.0	34.6
3.中核市保健所	38.5	0.0	3.8	42.3
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	53.3	6.7	0.0	60.0
計	185.5	1.3	1.0	187.8

3.評価の基準・目安(良好)が不適当

A.市町村で連携し在宅要支援者及び要支援者施設の把握ができ、支援方法を検討している
B.市町村と連携し在宅要支援者、及び要支援者施設の把握をしている
C.必要に応じて情報収集を行う

13 災害時緊急医療体制の構築
広域緊急医療体制の構築のための連携づくり

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良好) が不適当	
1.都道府県保健所	29.1	0.8	1.3	31.2
2.指定都市保健所	73.1	0.0	0.0	73.1
3.中核市保健所	23.1	0.0	0.0	23.1
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	0.0	25.0
5.東京都特別区保健所	20.0	13.3	0.0	33.3
計	31.8	1.3	1.3	34.4

3.評価の基準・目安(良好)が不適当

A.災害時のドクターヘリ、DMAT、自衛隊等、外部医療機関の支援依頼方法等、連携方法について検討している
B.外部の医療機関の役割を把握している
C.災害時の広域的医療体制についての知識がない

14 災害時の情報収集
通信の確保

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良好) が不適当	
1.都道府県保健所	19.0	0.0	1.3	20.3
2.指定都市保健所	26.9	0.0	3.8	30.7
3.中核市保健所	34.6	7.7	0.0	42.3
4.保健所政令市保健所	25.0	25.0	0.0	50.0
5.東京都特別区保健所	33.3	6.7	0.0	40.0
計	218.8	1.3	1.3	221.4

3.評価の基準・目安(良好)が不適当

A.通常電話、携帯電話、防災無線等、災害時に使用可能な通信手段を検討し、一系列以上の通信手段を確保し、情報収集訓練を行っている
B.毎年情報収集訓練を行っている
C.特別な訓練は行っていない

15 災害時の情報収集
効果的情報収集方法

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良好) が不適当	
1.都道府県保健所	5.9	1.3	0.8	8.0
2.指定都市保健所	23.1	0.0	0.0	23.1
3.中核市保健所	19.2	0.0	0.0	19.2
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	33.3	0.0	0.0	33.3
計	9.7	1.0	0.6	11.3

3.評価の基準・目安(良好)が不適当

A.保健所で構築した情報収集シートを備えている
B.必要に応じて情報収集シートを作成する
C.職員が収集した情報を整理する

17 災害時の職員体制
発生時の所員参集体制の確立

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良好) が不適当	
1.都道府県保健所	3.8	0.0	0.4	4.2
2.指定都市保健所	11.5	0.0	0.0	11.5
3.中核市保健所	11.5	0.0	3.8	15.3
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	13.3	0.0	6.7	20.0
計	5.5	0.0	1.0	6.5

3.評価の基準・目安(良好)が不適当

A.市の保健所等も含めて参集体制を検討し、マニュアル等が整備されている
B.市内で参集体制を検討し、マニュアル等が整備されている
C.特別な体制はない

18 災害時の職員体制
発生時の所内体制の確立

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良好) が不適当	
1.都道府県保健所	1.3	0.4	0.0	1.7
2.指定都市保健所	7.7	0.0	0.0	7.7
3.中核市保健所	0.0	0.0	0.0	0.0
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	25.0	25.0
5.東京都特別区保健所	6.7	0.0	0.0	6.7
計	1.9	0.3	0.3	2.5

3.評価の基準・目安(良好)が不適当

A.発生時の役割が、決まっており自動的に役割を開始する
B.連絡網が確立されており、指示により決められた役割を果たす
C.特別な体制はない

19 発災時の保健所ライフライン
施設維持の確保

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
1.都道府県保健所	9.7	0.8	2.1	17.7
2.指定都市保健所	11.5	0.0	7.7	19.2
3.中核市保健所	7.7	3.8	11.5	26.9
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	25.0	50.0
5.東京都特別区保健所	20.0	0.0	33.3	13.3
計	10.1	1.0	2.3	8.8

A.発災時の電気、通信、移動手段、及び水の確保ができている
B.連絡網が確立されており、指示により決められた役割を果たす
C.特別な体制はない

20 発災時の保健所ライフライン
職員のためのライフライン

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
1.都道府県保健所	12.2	0.8	1.7	56.5
2.指定都市保健所	11.5	0.0	7.7	11.5
3.中核市保健所	7.7	7.7	7.7	26.9
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	50.0
5.東京都特別区保健所	20.0	6.7	13.3	20.0
計	12.0	1.6	6.5	21.1

A.他の保健所等を含めライフラインの確保が検討されている
B.所内でライフラインの確保が検討されている
C.特別な体制はない

21 発災時の医療判断
外部への支援要請の必要性

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
1.都道府県保健所	18.1	2.5	4.2	8.9
2.指定都市保健所	65.4	0.0	3.8	11.5
3.中核市保健所	15.4	0.0	3.8	76.9
4.保健所政令市保健所	25.0	25.0	0.0	50.0
5.東京都特別区保健所	20.0	0.0	6.7	20.0
計	22.1	2.3	4.2	9.1

A.外部への医療支援要請のための判断基準を備え、発災時に情報が収集できる
B.外部への医療支援要請基準は設けていないが、要請手順は知っている
C.支援要請の判断は市町村等に任せている

22 発災時の医療判断
情報のチェック

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
1.都道府県保健所	7.6	5.1	9.7	20.3
2.指定都市保健所	53.8	3.8	0.0	11.5
3.中核市保健所	7.7	0.0	3.8	30.8
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	25.0	50.0
5.東京都特別区保健所	26.7	6.7	33.3	26.7
計	12.3	4.5	8.4	20.8

A.情報の信頼性の判断をし、重要度の判断ができる
B.情報の信頼性が判断ができる
C.情報の信頼性が判断できない

23 発災時の医療判断
管内医療体制の判断

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
1.都道府県保健所	7.6	4.2	5.9	22.4
2.指定都市保健所	30.8	3.8	7.7	46.2
3.中核市保健所	7.7	7.7	11.5	50.0
4.保健所政令市保健所	0.0	50.0	25.0	0.0
5.東京都特別区保健所	20.0	13.3	6.7	40.0
計	10.1	5.5	6.5	24.0

A.発災後、保健所が経時的に変化する必要医療体制の判断ができる
B.市町村の要請に基づいて、必要医療の判断ができる
C.保健所独自の判断事項はない

24 48時間以内の医療等対応
救急医療対策

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
1.都道府県保健所	13.1	1.7	3.0	14.8
2.指定都市保健所	65.4	0.0	0.0	11.5
3.中核市保健所	11.5	3.8	11.5	57.7
4.保健所政令市保健所	25.0	25.0	0.0	25.0
5.東京都特別区保健所	13.3	6.7	0.0	20.0
計	17.5	2.3	2.6	14.6

A.DMAT等と支援組織と地域医療機関に対する保健所の役割を定めている
B.地域救急医療体制の稼働をチェックする
C.救急医療は救急隊に任せる

25 48時間以内の医療等対応
在宅要支援者(施設)対策

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良好) (普通) (要改 善)	
1.都道府県保健所	17.3	3.8	21.5	19.8
2.指定都市保健所	34.6	0.0	3.8	57.7
3.中核市保健所	42.3	0.0	30.8	11.5
4.保健所政令市保健所	25.0	0.0	0.0	25.0
5.東京都特別区保健所	53.3	0.0	20.0	6.7
計	22.7	1.0	20.5	33.4

A.市町村と協力して、在宅要支援者(施設)の対策ができる
B.地域要支援者(施設)の安全確認ができる
C.特別な体制はとれない

26 48時間以内の医療等対応
避難所の予防対策

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良好) (普通) (要改 善)	
1.都道府県保健所	3.4	0.8	17.3	65.8
2.指定都市保健所	19.2	0.0	3.8	7.7
3.中核市保健所	3.8	0.0	34.6	57.7
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	25.0	0.0
5.東京都特別区保健所	6.7	6.7	46.7	33.3
計	4.9	1.0	19.2	63.6

A.市町村と協力して避難所の食中毒、感染症対策のマニュアル等が整備されている
B.市町村と協力して避難所の食中毒、感染症対策を開始できる
C.特別な体制はとれない

27 48時間以内の医療等対応
在宅者の二次被害予防対策

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良好) (普通) (要改 善)	
1.都道府県保健所	17.7	0.8	4.2	20.3
2.指定都市保健所	26.9	0.0	3.8	42.3
3.中核市保健所	34.6	0.0	7.7	30.8
4.保健所政令市保健所	25.0	25.0	0.0	25.0
5.東京都特別区保健所	33.3	6.7	0.0	13.3
計	20.8	1.3	4.5	22.4

A.市町村と協力して、在宅者の安全確認ができる
B.避難所への避難者の安全確認ができる
C.特別な体制はとれない

28 48時間以内の医療等対応
関係者間の連絡調整

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良好) (普通) (要改 善)	
1.都道府県保健所	3.4	0.4	1.7	16.0
2.指定都市保健所	23.1	0.0	7.7	57.7
3.中核市保健所	7.7	3.8	0.0	30.8
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	6.7	6.7	0.0	53.3
計	5.5	1.0	1.3	18.2

A.医療関係者の連絡会議を定期的に開催することができる
B.関係者の連絡調整ができる
C.特別な体制はとれない

29 避難所医療体制(48時間以降)
二次的医療被害対策

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良好) (普通) (要改 善)	
1.都道府県保健所	7.6	1.7	5.5	45.1
2.指定都市保健所	26.9	0.0	3.8	15.4
3.中核市保健所	3.8	0.0	3.8	53.8
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	90.0
5.東京都特別区保健所	13.3	0.0	6.7	33.3
計	9.1	1.3	5.2	42.9

A.地域医師会等の協力を得て、PTSDなど二次的医療被害対策を開始できる
B.二次的医療被害予防対策は、各医療支援対に依頼する
C.医療協力隊に任せる

30 避難所医療体制(48時間以降)
必要医療供給量の判定

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良好) (普通) (要改 善)	
1.都道府県保健所	11.0	3.4	6.3	14.8
2.指定都市保健所	30.8	3.8	7.7	7.7
3.中核市保健所	3.8	7.7	11.5	34.6
4.保健所政令市保健所	25.0	25.0	0.0	0.0
5.東京都特別区保健所	13.3	20.0	13.3	20.0
計	12.3	4.9	7.1	15.9

A.医療関係者の連絡会議を定期的に開催し、医療供給量を判断する
B.市町村からの要望に応じて医療供給量を判定する
C.保健所では判断しない

31 リスクコミュニケーション
住民への一元的情報提供

評価 項目 (%)	評価の 基準・目安 (良好)			評価の 基準・目安 (普通)			評価の 基準・目安 (要改 善)		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
1.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.4	11.0	40.5	19.8	1.3	100.0	2.1	0.0	0.0
2.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.4	11.0	40.5	19.8	1.3	100.0	2.1	0.0	0.0
3.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.4	11.0	40.5	19.8	1.3	100.0	2.1	0.0	0.0
4.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.4	11.0	40.5	19.8	1.3	100.0	2.1	0.0	0.0
5.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.4	11.0	40.5	19.8	1.3	100.0	2.1	0.0	0.0
計	24.7	2.3	37.3	18.2	1.3	100.0	2.1	0.0	0.0

A.パニック予防に配慮して、住民に正確な情報を通時一元的に提供する

B.情報を一元的に提供する

C.質問に答えて情報を提供する

32 愛玩動物対応
動物の保護など

評価 項目 (%)	評価の 基準・目安 (良好)			評価の 基準・目安 (普通)			評価の 基準・目安 (要改 善)		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
1.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.8	13.5	21.9	32.5	2.5	100.0	2.5	0.0	0.0
2.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.8	13.5	21.9	32.5	2.5	100.0	2.5	0.0	0.0
3.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.8	13.5	21.9	32.5	2.5	100.0	2.5	0.0	0.0
4.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.8	13.5	21.9	32.5	2.5	100.0	2.5	0.0	0.0
5.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.8	13.5	21.9	32.5	2.5	100.0	2.5	0.0	0.0
計	21.1	2.6	24.4	31.8	1.9	100.0	2.6	0.0	0.0

A.地域関係者と協力して、動物愛護、狂犬病対策などの観点から、災害時の愛玩動物保護施設の運用、その他情報提供を系統的に行う

B.保健所で愛玩動物等の保護を行うと同時に必要に応じて情報提供を考慮する

C.要請があれば、狂犬病予防法に基づいて動物の一時保護等を行う

33 事後住民相談窓口
個別健康相談窓口の設置

評価 項目 (%)	評価の 基準・目安 (良好)			評価の 基準・目安 (普通)			評価の 基準・目安 (要改 善)		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
1.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.0	29.5	40.5	19.0	1.3	100.0	1.3	0.0	0.0
2.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.0	29.5	40.5	19.0	1.3	100.0	1.3	0.0	0.0
3.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.0	29.5	40.5	19.0	1.3	100.0	1.3	0.0	0.0
4.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.0	29.5	40.5	19.0	1.3	100.0	1.3	0.0	0.0
5.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.0	29.5	40.5	19.0	1.3	100.0	1.3	0.0	0.0
計	6.2	2.8	29.2	40.9	1.8	100.0	2.8	0.0	0.0

A.早期に相談窓口が開設できる。時間に応じた相談・対応(PTSD等)ができる

B.早期に相談窓口が開設できる

C.要望に応じて相談窓口の設置を行う

34 追跡調査
住民の系統的追跡調査

評価 項目 (%)	評価の 基準・目安 (良好)			評価の 基準・目安 (普通)			評価の 基準・目安 (要改 善)		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
1.保健所 所轄(権 限)外であ り	8.4	20.7	45.1	1.3	100.0	1.3	0.0	0.0	0.0
2.保健所 所轄(権 限)外であ り	8.4	20.7	45.1	1.3	100.0	1.3	0.0	0.0	0.0
3.保健所 所轄(権 限)外であ り	8.4	20.7	45.1	1.3	100.0	1.3	0.0	0.0	0.0
4.保健所 所轄(権 限)外であ り	8.4	20.7	45.1	1.3	100.0	1.3	0.0	0.0	0.0
5.保健所 所轄(権 限)外であ り	8.4	20.7	45.1	1.3	100.0	1.3	0.0	0.0	0.0
計	19.8	2.3	36.6	8.1	21.8	43.2	1.3	0.0	0.0

A.初期情報に基づいて被災住民の系統的追跡調査ができる

B.被災住民の系統的追跡調査ができる

C.必要があれば追跡調査を行う

35 事後評価
対応の事後評価

評価 項目 (%)	評価の 基準・目安 (良好)			評価の 基準・目安 (普通)			評価の 基準・目安 (要改 善)		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
1.保健所 所轄(権 限)外であ り	8.0	17.7	73.8	1.7	1.3	100.0	1.7	0.0	0.0
2.保健所 所轄(権 限)外であ り	8.0	17.7	73.8	1.7	1.3	100.0	1.7	0.0	0.0
3.保健所 所轄(権 限)外であ り	8.0	17.7	73.8	1.7	1.3	100.0	1.7	0.0	0.0
4.保健所 所轄(権 限)外であ り	8.0	17.7	73.8	1.7	1.3	100.0	1.7	0.0	0.0
5.保健所 所轄(権 限)外であ り	8.0	17.7	73.8	1.7	1.3	100.0	1.7	0.0	0.0
計	11.7	1.9	32.2	9.4	70.8	1.9	1.0	0.0	0.0

A.外部評価など客観的な評価を行い、課題を抽出、改善を行う

B.内部評価を行い、改善を行う

C.評価を行わない

36 事後評価
対応体制の再構築

評価 項目 (%)	評価の 基準・目安 (良好)			評価の 基準・目安 (普通)			評価の 基準・目安 (要改 善)		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
1.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.4	23.6	60.8	2.1	1.3	100.0	2.1	0.0	0.0
2.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.4	23.6	60.8	2.1	1.3	100.0	2.1	0.0	0.0
3.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.4	23.6	60.8	2.1	1.3	100.0	2.1	0.0	0.0
4.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.4	23.6	60.8	2.1	1.3	100.0	2.1	0.0	0.0
5.保健所 所轄(権 限)外であ り	3.4	23.6	60.8	2.1	1.3	100.0	2.1	0.0	0.0
計	10.7	2.3	29.9	21.4	59.4	2.3	1.0	0.0	0.0

A.事後評価に基づいて、保健関係者で対応体制の再構築を行う

B.事後評価に基づいて、保健所内での対応体制の再構築を行う

C.再構築を行わない

医療安全

1 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
定期的に病院の立入検査を実施している

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	11	0	0	220
指定都市保健所	4	0	0	22
中核市保健所	1	0	0	25
保健所政令市保健所	0	0	0	4
東京都特別区保健所	15	0	0	0
計	31	0	0	271

A.実施している

C.実施していない

2 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
定期的に有床診療所の立入検査を実施している

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	8	0	0	189
指定都市保健所	3	0	0	21
中核市保健所	0	0	0	22
保健所政令市保健所	0	0	0	3
東京都特別区保健所	0	1	0	10
計	11	1	0	245

A.実施している

C.実施していない

3 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
定期的に無床診療所の立入検査を実施している

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	9	5	6	121
指定都市保健所	3	0	0	8
中核市保健所	0	0	1	13
保健所政令市保健所	0	0	0	3
東京都特別区保健所	0	1	1	1
計	12	6	8	146

A.実施している

C.実施していない

4 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
定期的に透析施設を有する診療所の立入検査を実施している

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	12	10	11	128
指定都市保健所	3	0	0	12
中核市保健所	0	0	1	17
保健所政令市保健所	0	0	0	3
東京都特別区保健所	0	1	1	5
計	15	11	13	163

A.実施している

C.実施していない

5 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
定期的に歯科診療所の立入検査を実施している

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	9	5	6	107
指定都市保健所	3	0	0	8
中核市保健所	0	1	1	12
保健所政令市保健所	0	0	0	3
東京都特別区保健所	0	1	0	1
計	12	7	7	131

A.実施している

C.実施していない

6 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
定期的に助産所の立入検査を実施している

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	11	12	12	61
指定都市保健所	3	0	0	6
中核市保健所	0	0	1	7
保健所政令市保健所	0	0	0	1
東京都特別区保健所	0	2	0	0
計	14	14	13	75

A.実施している

C.実施していない

7 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施病院、有床診療所に対して、医療安全対策委員会の開催、安全管理のための指針・マニュアル整備、研修、ヒヤリハット、事故に関する情報共有、事故発生時の対応などが行われていることを確認している。

評価 (カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	5	4	2	237
指定都市保健所	3	1	21	26
中核市保健所	0	0	24	26
保健所政令市保健所	0	0	4	4
東京都特別区保健所	0	4	9	15
計	8	9	2	308

A.実施している

C.実施していない

8 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施無床診療所、歯科診療所、助産所に対して、安全管理のための指針・マニュアル整備など、安全管理体制の充実に関する指導を行っている。

評価 (カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	9	2	141	237
指定都市保健所	3	0	10	26
中核市保健所	0	0	17	26
保健所政令市保健所	0	0	3	4
東京都特別区保健所	0	2	8	15
計	12	4	5	308

A.実施している

C.実施していない

9 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施介護老人保健施設、訪問看護ステーションに対して、安全管理のための指針・マニュアル整備など、安全管理体制の充実に関する指導を行っている。

評価 (カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	90	1	85	237
指定都市保健所	11	0	12	26
中核市保健所	13	3	6	26
保健所政令市保健所	3	0	1	4
東京都特別区保健所	12	0	2	15
計	129	4	4	308

A.実施している

C.実施していない

10 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施病院及び有床診療所に対して、院内感染対策委員会の開催、院内感染対策のための指針・マニュアル整備、研修、院内報告による情報共有など、必要な対策が行われていることを確認している。

評価 (カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	5	5	1	237
指定都市保健所	3	1	21	26
中核市保健所	0	0	24	26
保健所政令市保健所	0	0	4	4
東京都特別区保健所	0	4	9	15
計	8	10	1	308

A.実施している

C.実施していない

11 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施無床診療所、歯科診療所、助産所に対して、院内感染対策のための指針・マニュアル整備など、院内感染対策の充実に関する指導を行っている。

評価 (カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	8	2	4	237
指定都市保健所	3	0	11	26
中核市保健所	0	0	16	26
保健所政令市保健所	0	0	3	4
東京都特別区保健所	0	2	7	15
計	11	4	6	308

A.実施している

C.実施していない

12 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施介護老人保健施設、訪問看護ステーションに対して、院内感染対策のための指針・マニュアル整備など、院内感染対策の充実に関する指導を行っている。

評価 (カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	85	0	5	237
指定都市保健所	10	0	13	26
中核市保健所	13	1	7	26
保健所政令市保健所	3	0	1	4
東京都特別区保健所	12	0	2	15
計	123	1	6	308

A.実施している

C.実施していない

13 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
立入検査の際に、医療機関における、患者からの相談・苦情受付体制について、病院としての体制整備に関する動き
がある。

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	12	2	0	207
指定都市保健所	3	1	0	21
中核市保健所	1	0	0	23
保健所政令市保健所	0	0	0	4
東京都特別区保健所	10	1	1	3
計	26	4	1	258
				14
				5
				237
				26
				26
				4
				15
				308

A.実施している

C.実施していない

14 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
病院の立入検査時に、地域の健康危機管理(感染症、災害、化学物質等)の受け皿としての体制整備に関する動き
がある。

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	15	8	7	114
指定都市保健所	5	1	1	12
中核市保健所	1	2	2	10
保健所政令市保健所	0	0	1	2
東京都特別区保健所	12	0	0	3
計	33	11	11	138
				109
				6
				237
				26
				26
				4
				15
				308

A.実施している

C.実施していない

15 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
地域連携の窓口などを通じて医療安全に係る地域情報収集ができるよう、医療機関に対して動きかけを行っている。

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	8	5	4	114
指定都市保健所	6	1	1	10
中核市保健所	0	3	1	9
保健所政令市保健所	0	0	0	2
東京都特別区保健所	17	11	6	137
計				128
				9
				237
				26
				26
				4
				15
				308

A.実施している

C.実施していない

16 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(2)立入検査の質の向上のための保健所体制強化
病院の立入検査は、以下の多職種による専門的チーム編成で実施している。

所長・医師、保健師、看護師、放射線技師、薬剤師、栄養士、事務職員

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	10	1	1	215
指定都市保健所	4	0	0	20
中核市保健所	1	0	0	24
保健所政令市保健所	0	0	0	4
東京都特別区保健所	14	0	0	1
計	29	1	1	263
				7
				237
				26
				26
				4
				15
				308

A.実施している

C.実施していない

17 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(2)立入検査の質の向上のための保健所体制強化
県内などで標準化・統一化した指導基準に基づいて立入検査を実施している。

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	6	0	0	216
指定都市保健所	3	0	0	22
中核市保健所	0	0	0	25
保健所政令市保健所	0	0	0	4
東京都特別区保健所	9	3	1	2
計	18	3	1	269
				12
				237
				26
				26
				4
				15
				308

A.実施している

C.実施していない

18 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(2)立入検査の質の向上のための保健所体制強化
保健所間の格差是正のため情報交換の場を設定している。

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
都道府県保健所	22	1	1	156
指定都市保健所	5	1	1	18
中核市保健所	3	1	1	17
保健所政令市保健所	1	0	0	3
東京都特別区保健所	5	4	4	4
計	36	7	3	198
				58
				237
				26
				26
				4
				15
				308

A.設定している

C.設定していない

19 I. 1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(2)立入検査の質の向上のための保健所体制強化
保健所職員は、医療事故等の事例分析能力向上のための研修等、専門的研修を受けている。

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 好)	
都道府県保健所	8	2	0	7
指定都市保健所	0	0	1	0
中核市保健所	0	0	1	0
保健所政令市保健所	1	0	0	0
東京都特別区保健所	11	4	2	7
計	26	6	4	36

A.受けている

C.受けていない

20 I. 2 医薬品の安全確保(1)医療機関、薬局等に対する監視指導の実施

医療機関(病院、診療所)の立

- 入検査において以下の項目を確認している。
- ・薬業又は副業の区別、施設管理及び表示
- ・医薬品の管理、調剤所の構造設備
- ・麻薬、向精神薬及び覚醒剤の管理及び取扱い
- ・毒物及び劇物の取扱い
- ・処方せんに関する記載、疑わしい点を医師に確認)
- ・血液製剤に関する記録の保管・管理
- ・医薬品に関する安全性情報の入手及び情報共有
- ・副作用が疑われる症例を医薬品医療機器総合機構に報告している

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 好)	
都道府県保健所	2	3	1	3
指定都市保健所	3	0	0	0
中核市保健所	0	2	0	0
保健所政令市保健所	0	0	0	0
東京都特別区保健所	0	3	1	2
計	5	8	2	15

A.確認している

C.確認していない

21 I. 2 医薬品の安全確保(1)医療機関、薬局等に対する監視指導の実施

定期的以下の施設の監視指導を行っている。
薬局(薬局医薬品製造業)、一般販売業、卸売販売業、業種販売業、特例販売業、配置販売業

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 好)	
都道府県保健所	16	2	1	7
指定都市保健所	9	0	0	8
中核市保健所	1	3	0	0
保健所政令市保健所	0	0	0	0
東京都特別区保健所	0	0	0	0
計	26	5	1	32

A.確認している

C.確認していない

22 I. 2 医薬品の安全確保(2)患者・住民からの相談に対応するための保健所の体制
患者・住民からの医薬品に関する相談に対応するために、医薬品の安全に関する情報がいすぐ検査でき、活用できる
体制になっている

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 好)	
都道府県保健所	14	11	2	8
指定都市保健所	8	0	0	0
中核市保健所	0	1	2	10
保健所政令市保健所	0	0	1	5
東京都特別区保健所	0	0	0	0
計	22	12	5	39

A.なっている

C.なっていない

23 I. 3 医療機器の安全確保(1)医療機関等に対する立入検査の実施

- 医療機関(病院、診療所)の立入検査において、以下の項目を確認している。
- ・医療機器の管理体制
- ・定期的な保守点検実施
- ・医療機器に関する安全性情報の入手及び情報共有
- ・不具合が疑われる症例を医薬品医療機器総合機構に報告している

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 好)	
都道府県保健所	3	2	1	8
指定都市保健所	0	0	0	0
中核市保健所	0	1	0	1
保健所政令市保健所	0	0	0	0
東京都特別区保健所	0	2	1	4
計	6	5	2	13

A.確認している

C.確認していない

24 I. 3 医療機器の安全確保(2)患者・住民からの相談に対応するための保健所の体制
患者・住民からの医療機器に関する相談に対応するために、医療機器の安全に関する情報がいすぐ検査でき、活用で
きる体制になっている

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 好)	
都道府県保健所	17	13	2	9
指定都市保健所	5	0	0	0
中核市保健所	0	1	2	14
保健所政令市保健所	0	0	0	1
東京都特別区保健所	0	0	1	3
計	22	14	5	41

A.体制がある

C.体制がない

25 I.4. 医療従事者等の意識向上1)医療機関、医療従事者に対する保健所の対応
地域の医療機関、医療従事者を対象として、医療安全に関する研修の場を設けている

(カ所)	評価			C (要改 善)	A (良 好)	3.評価の 基準・目安 が不適当	2.具体的 評価指標 が不適当	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	その他	計
	保健所 所轄(権 限)外であ る	具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当							
都道府県保健所	25	3	1	71	131	6	237			
指定都市保健所	2	0	0	7	16	1	26			
中核市保健所	0	0	1	8	17	0	26			
保健所政令市保健所	1	0	0	0	3	0	4			
保健所政令市保健所	0	2	1	3	9	0	4			
東京都特別区保健所	28	5	3	89	176	7	308			
計	28	5	3	89	176	7	308			

A.設けている

C.設けていない

26 I.4. 医療従事者等の意識向上1)医療機関、医療従事者に対する保健所の対応
地域の医療機関相互の情報交換の場を設けている

(カ所)	評価			C (要改 善)	A (良 好)	3.評価の 基準・目安 が不適当	2.具体的 評価指標 が不適当	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	その他	計
	保健所 所轄(権 限)外であ る	具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当							
都道府県保健所	23	5	3	57	139	10	237			
指定都市保健所	5	0	0	1	19	1	26			
中核市保健所	0	0	1	3	21	0	26			
保健所政令市保健所	0	0	1	1	2	0	4			
保健所政令市保健所	1	1	0	1	12	0	15			
東京都特別区保健所	29	8	5	63	193	12	308			
計	29	8	5	63	193	12	308			

A.設定している

C.設定していない

27 I.4. 医療従事者等の意識向上2)保健所における臨床研修の受け入れ体制
保健所で、卒前・卒後臨床研修を受け入れる際、医療安全を研修内容に含めている

(カ所)	評価			C (要改 善)	A (良 好)	3.評価の 基準・目安 が不適当	2.具体的 評価指標 が不適当	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	その他	計
	保健所 所轄(権 限)外であ る	具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当							
都道府県保健所	10	4	5	155	51	12	237			
指定都市保健所	1	1	0	18	5	1	26			
中核市保健所	1	1	0	22	1	0	26			
保健所政令市保健所	0	0	0	3	1	0	4			
保健所政令市保健所	1	1	0	5	8	0	15			
東京都特別区保健所	13	7	5	203	66	14	308			
計	13	7	5	203	66	14	308			

A.含めている

C.含めていない

28 I.5. 医療相談体制の充実1)患者・住民からの相談・苦情に対応するための保健所の体制
保健所に医療相談窓口または医療安全支援センターを設置している

(カ所)	評価			C (要改 善)	A (良 好)	3.評価の 基準・目安 が不適当	2.具体的 評価指標 が不適当	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	その他	計
	保健所 所轄(権 限)外であ る	具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当							
都道府県保健所	11	1	1	199	21	4	237			
指定都市保健所	9	0	0	11	4	1	26			
中核市保健所	0	0	0	26	0	0	26			
保健所政令市保健所	0	0	0	3	1	0	4			
保健所政令市保健所	0	0	0	9	5	0	15			
東京都特別区保健所	20	2	2	248	31	5	308			
計	20	2	2	248	31	5	308			

A.設置している

C.設置していない

29 I.5. 医療相談体制の充実1)患者・住民からの相談・苦情に対応するための保健所の体制
医療相談・苦情に対して、中立的な立場で対応している

(カ所)	評価			C (要改 善)	A (良 好)	3.評価の 基準・目安 が不適当	2.具体的 評価指標 が不適当	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	その他	計
	保健所 所轄(権 限)外であ る	具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当							
都道府県保健所	4	1	1	227	1	3	237			
指定都市保健所	12	0	0	14	0	0	26			
中核市保健所	0	0	0	26	0	0	26			
保健所政令市保健所	0	0	0	4	0	0	4			
保健所政令市保健所	0	0	0	14	1	0	15			
東京都特別区保健所	16	1	1	285	2	3	308			
計	16	1	1	285	2	3	308			

A.中立的に対応している

C.中立的に対応していない

30 I.5. 医療相談体制の充実1)患者・住民からの相談・苦情に対応するための保健所の体制
医療相談窓口または医療安全支援センターを広報やホームページ等で住民に周知している

(カ所)	評価			C (要改 善)	A (良 好)	3.評価の 基準・目安 が不適当	2.具体的 評価指標 が不適当	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	その他	計
	保健所 所轄(権 限)外であ る	具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当							
都道府県保健所	18	1	1	170	39	8	237			
指定都市保健所	7	0	0	17	2	0	26			
中核市保健所	0	0	0	22	4	0	26			
保健所政令市保健所	0	0	0	2	1	0	4			
保健所政令市保健所	0	0	0	7	6	0	15			
東京都特別区保健所	25	3	2	218	52	8	308			
計	25	3	2	218	52	8	308			

A.周知している

C.周知していない

31 I.5 医療相談体制の充実(1)患者・住民からの相談・苦情に対応するための保健所の体制
相談は、必要により事務職、保健師、看護師、薬剤師、医師など多職種で協議する体制になっている

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 好)	
都道府県保健所	5	0	195	200
指定都市保健所	13	0	12	25
中核市保健所	0	0	26	26
保健所政令市保健所	0	0	3	3
東京都特別区保健所	0	3	0	3
計	18	6	241	308

A.体制がある

C.体制がない

32 I.5 医療相談体制の充実(1)患者・住民からの相談・苦情に対応するための保健所の体制
医療相談・苦情に対応するためのマニュアル等を定めている(県統一のものでも可)

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 好)	
都道府県保健所	11	0	145	156
指定都市保健所	13	0	11	24
中核市保健所	0	0	18	18
保健所政令市保健所	0	0	2	2
東京都特別区保健所	0	2	0	2
計	24	2	181	308

A.定めている

C.定めていない

33 I.5 医療相談体制の充実(1)患者・住民からの相談・苦情に対応するための保健所の体制
職員の医療相談対応能力向上のための研修等を実施している(県全体で実施も可)

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 好)	
都道府県保健所	19	0	104	123
指定都市保健所	11	1	8	20
中核市保健所	0	0	20	20
保健所政令市保健所	0	0	2	2
東京都特別区保健所	0	3	0	3
計	30	4	137	308

A.実施している

C.実施していない

34 I.5 医療相談体制の充実(1)患者・住民からの相談・苦情に対応するための保健所の体制
専門医や法律家の助言が受けられる体制をとっている

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 好)	
都道府県保健所	22	0	60	82
指定都市保健所	13	0	6	19
中核市保健所	0	0	14	14
保健所政令市保健所	0	0	2	2
東京都特別区保健所	0	2	0	2
計	35	5	83	308

A.体制がある

C.体制がない

35 I.5 医療相談体制の充実(2)医療相談等に対する事実確認、集計・分析
必要に応じて、医療相談・苦情の内容について、医療機関に事実確認等を行っている

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 好)	
都道府県保健所	5	0	225	230
指定都市保健所	10	0	16	26
中核市保健所	0	0	26	26
保健所政令市保健所	0	0	4	4
東京都特別区保健所	15	0	15	30
計	30	0	286	316

A.行っている

C.行っていない

36 I.5 医療相談体制の充実(2)医療相談等に対する事実確認、集計・分析
保健所で受けた医療相談・苦情を集計・分析している

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 好)	
都道府県保健所	18	0	133	151
指定都市保健所	12	0	13	25
中核市保健所	0	0	23	23
保健所政令市保健所	0	0	4	4
東京都特別区保健所	0	0	9	9
計	30	3	182	315

A.行っている

C.行っていない

37 I.5 医療相談体制の充実(2) 医療相談等に対する事実確認、集計・分析
医療相談、苦情の集計分析結果を住民に還元している

評価 (カ所)	1.保健所 所轄(権限)外である			2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目安 が不適当		A (良 好)		C (要改 善)		その他 計
	1.保健所 所轄(権限)外である	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好)	C (要改 善)	A (良 好)	C (要改 善)	A (良 好)	C (要改 善)			
都道府県保健所	26	6	3	173	12	237						
指定都市保健所	12	0	0	3	11	0	26					
中核市保健所	0	0	0	6	20	0	26					
保健所政令市保健所	0	0	0	3	1	0	4					
東京都特別区保健所	0	2	0	4	9	0	15					
計	38	8	3	33	214	12	308					

A.行っている

C.行っていない

38 I.5 医療相談体制の充実(2) 医療相談等に対する事実確認、集計・分析
医療相談、苦情の集計分析結果を、医療機関、医師会等に還元している

評価 (カ所)	1.保健所 所轄(権限)外である			2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目安 が不適当		A (良 好)		C (要改 善)		その他 計
	1.保健所 所轄(権限)外である	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好)	C (要改 善)	A (良 好)	C (要改 善)	A (良 好)	C (要改 善)			
都道府県保健所	29	5	2	39	153	9	237					
指定都市保健所	12	0	0	9	5	0	26					
中核市保健所	0	0	0	13	13	0	26					
保健所政令市保健所	0	0	0	1	2	0	4					
東京都特別区保健所	0	2	0	5	8	0	15					
計	41	7	3	67	181	9	308					

A.行っている

C.行っていない

39 I.6 患者・住民の医療への主体的参加の促進(1) 住民に対する保健所の対応

地域住民が医療に主体的に参加することを意識づけるための研修・勉強会(患者塾)の機会を設定している
(上手な医療機関のかかり方、地域の救急医療、かかりつけ医の役割、セカントドピニオン などに關する研修)

評価 (カ所)	1.保健所 所轄(権限)外である			2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目安 が不適当		A (良 好)		C (要改 善)		その他 計
	1.保健所 所轄(権限)外である	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好)	C (要改 善)	A (良 好)	C (要改 善)	A (良 好)	C (要改 善)			
都道府県保健所	21	8	0	40	158	10	237					
指定都市保健所	13	0	0	2	11	0	26					
中核市保健所	1	2	0	6	17	0	26					
保健所政令市保健所	0	0	0	1	3	0	4					
東京都特別区保健所	1	1	0	3	10	0	15					
計	36	11	0	52	199	10	308					

A.設定している

C.設定していない

40 I.6 患者・住民の医療への主体的参加の促進(1) 住民に対する保健所の対応
医療従事者と住民の相互理解のために、懇話会など話し合いの場を設けている

評価 (カ所)	1.保健所 所轄(権限)外である			2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目安 が不適当		A (良 好)		C (要改 善)		その他 計
	1.保健所 所轄(権限)外である	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好)	C (要改 善)	A (良 好)	C (要改 善)	A (良 好)	C (要改 善)			
都道府県保健所	20	8	0	19	181	9	237					
指定都市保健所	13	0	0	2	11	0	26					
中核市保健所	2	2	0	1	20	1	26					
保健所政令市保健所	0	0	0	0	3	0	4					
東京都特別区保健所	1	1	0	1	12	0	15					
計	36	11	1	23	227	10	308					

A.設けている

C.設けていない

41 I.6 患者・住民の医療への主体的参加の促進(1) 住民に対する保健所の対応
広報またはホームページで患者の権利、医療機関の情報などについて提供している(セカントドピニオンの受けられ
る医療機関、専門外来のある医療機関、厚生労働省「新・医師にかかるときの10か条」等

評価 (カ所)	1.保健所 所轄(権限)外である			2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目安 が不適当		A (良 好)		C (要改 善)		その他 計
	1.保健所 所轄(権限)外である	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好)	C (要改 善)	A (良 好)	C (要改 善)	A (良 好)	C (要改 善)			
都道府県保健所	30	2	4	82	110	9	237					
指定都市保健所	12	0	0	3	11	0	26					
中核市保健所	1	2	0	9	14	0	26					
保健所政令市保健所	0	0	0	1	3	0	4					
東京都特別区保健所	2	1	0	2	10	0	15					
計	45	5	4	97	148	9	308					

A.提供している

C.提供していない

42 I.6 患者・住民の医療への主体的参加の促進(1) 住民に対する保健所の対応
医療安全に取り組んでいるNPO 等と連携、あるいは育成している

評価 (カ所)	1.保健所 所轄(権限)外である			2.具体的 評価指標 が不適当		3.評価の 基準・目安 が不適当		A (良 好)		C (要改 善)		その他 計
	1.保健所 所轄(権限)外である	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好)	C (要改 善)	A (良 好)	C (要改 善)	A (良 好)	C (要改 善)			
都道府県保健所	24	7	10	182	12	237						
指定都市保健所	13	0	0	1	12	0	26					
中核市保健所	1	2	0	0	22	1	26					
保健所政令市保健所	1	1	0	0	3	0	4					
東京都特別区保健所	1	1	0	0	13	0	15					
計	40	10	2	11	232	13	308					

A.行っている

C.行っていない

43 I. 6 患者・住民の医療への主体的参加の促進2)医療機関や地域の関係機関に対する保健所の対応
医療機関等に対して患者・家族・住民に対する啓発に取り組むよう促進している

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 か不適当 好)	
都道府県保健所	19	8	64	7
指定都市保健所	13	0	3	0
中核市保健所	0	2	1	4
保健所政令市保健所	0	0	1	0
東京都特別区保健所	0	0	5	9
計	32	11	76	177

A. できている

C. できていない

44 I. 7 関係機関相互の連携体制の確保1)都道府県等本庁との連携
医療相談・苦情、医療事故等の対応について都道府県等本庁と保健所との間で役割分担、連携ができています

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 か不適当 好)	
都道府県保健所	4	0	193	4
指定都市保健所	3	0	17	6
中核市保健所	0	4	17	5
保健所政令市保健所	0	0	1	2
東京都特別区保健所	0	4	9	2
計	7	8	238	47

A. できている

C. できていない

45 I. 7 関係機関相互の連携体制の確保1)都道府県等本庁との連携
医療安全支援センターとの連携ができています
* 保健所に医療安全支援センターが設置されている場合は空欄にしてください

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 か不適当 好)	
都道府県保健所	7	4	103	40
指定都市保健所	3	0	12	3
中核市保健所	0	0	5	4
保健所政令市保健所	0	0	1	2
東京都特別区保健所	0	5	0	7
計	10	9	122	55

A. できている

C. できていない

46 I. 7 関係機関相互の連携体制の確保2)医療機関との連携
院内感染対策ネットワークなど、病院の院内感染対策担当者が定期的に情報交換するよう働きかけている

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 か不適当 好)	
都道府県保健所	26	4	57	141
指定都市保健所	15	0	0	11
中核市保健所	1	2	2	20
保健所政令市保健所	0	1	0	1
東京都特別区保健所	10	0	0	5
計	52	7	60	179

A. 働きかけている

C. 働きかけていない

47 I. 7 関係機関相互の連携体制の確保2)医療機関との連携
医療安全対策ネットワークなど、病院の医療安全対策担当者が定期的に情報交換するよう働きかけている

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 か不適当 好)	
都道府県保健所	26	4	51	146
指定都市保健所	15	0	1	10
中核市保健所	1	2	2	20
保健所政令市保健所	0	1	0	2
東京都特別区保健所	10	0	0	5
計	52	7	55	183

A. 働きかけている

C. 働きかけていない

48 II. 1 医療事故の発生時の対応1)医療機関から保健所への事故報告体制
病院や診療所に対して各例・要綱、文書または口頭で事故発生時の報告を依頼している

(カ所)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 (良 か不適当 好)	
都道府県保健所	16	4	155	53
指定都市保健所	5	0	0	5
中核市保健所	0	2	1	16
保健所政令市保健所	0	0	0	2
東京都特別区保健所	2	3	2	8
計	23	9	191	75

A. 依頼している

C. 依頼していない

49 II.1医療事故の発生時の対応1)医療機関から保健所への事故報告体制
病院等から事故報告を受ける際の報告基準を定めている

(カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好) C (要改 善)	
都道府県保健所	28	4	3	86	106
指定都市保健所	6	0	0	4	16
中核市保健所	0	2	0	4	19
保健所政令市保健所	0	0	1	2	1
東京都特別区保健所	3	2	0	0	10
計	37	9	3	96	152

A.定めている

C.定めていない

50 II.1医療事故の発生時の対応2)事故報告受理時の保健所の対応

事故報告または患者・住民からの相談については、必要に応じて事実確認を行っている

(カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好) C (要改 善)	
都道府県保健所	4	0	1	220	5
指定都市保健所	3	0	0	23	0
中核市保健所	0	2	0	24	0
保健所政令市保健所	0	0	0	4	0
東京都特別区保健所	1	1	1	11	1
計	8	3	2	282	6

A.行っている

C.行っていない

51 II.1医療事故の発生時の対応2)事故報告受理時の保健所の対応

重大事故に關しては、必要に応じて、事故調査委員会等の設置を要請する

(カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好) C (要改 善)	
都道府県保健所	32	10	10	117	57
指定都市保健所	6	0	0	16	4
中核市保健所	0	4	0	11	11
保健所政令市保健所	0	2	0	2	0
東京都特別区保健所	2	3	2	2	6
計	40	19	12	148	78

A.行っている

C.行っていない

52 II.1医療事故の発生時の対応2)事故報告受理時の保健所の対応

事故報告または患者・住民からの相談を受けて、必要に応じて立ち入り検査(任意の事情聴取も含む)を実施する

(カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好) C (要改 善)	
都道府県保健所	9	0	1	211	6
指定都市保健所	3	0	0	23	0
中核市保健所	0	2	0	24	0
保健所政令市保健所	0	0	0	4	0
東京都特別区保健所	1	1	2	10	1
計	13	3	3	272	7

A.実施する

C.実施しない

53 II.1医療事故の発生時の対応2)事故報告受理時の保健所の対応

医療機関からの事故報告を受けて必要に応じて適切に助言を行う

(カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好) C (要改 善)	
都道府県保健所	8	1	3	206	10
指定都市保健所	3	0	0	23	0
中核市保健所	0	1	0	24	1
保健所政令市保健所	0	0	0	4	0
東京都特別区保健所	1	2	2	8	2
計	12	4	5	265	13

A.行っている

C.行っていない

54 II.1医療事故の発生時の対応2)事故報告受理時の保健所の対応

必要に応じて、院内感染対策の専門家の協力を得る

(カ所)	評価				計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好) C (要改 善)	
都道府県保健所	22	6	8	109	75
指定都市保健所	6	1	1	14	4
中核市保健所	0	1	0	15	10
保健所政令市保健所	0	0	0	3	1
東京都特別区保健所	1	3	2	5	4
計	29	11	11	146	94

A.行っている

C.行っていない

55 II.1 医療事故の発生時の対応(2)事故報告受理時の保健所の対応
必要に応じて、医療事故対策の専門家の協力を得る

(カ所)	評価			A (良 好)	C (要改 善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当				
都道府県保健所	29	5	1	7	83	17	237
指定都市保健所	0	0	0	0	11	8	1
中核市保健所	0	0	3	0	8	15	0
保健所政令市保健所	1	0	1	0	1	2	0
東京都特別区保健所	1	3	2	2	3	6	0
計	35	17	9	106	123	18	308

A.行っている

C.行っていない

56 II.1 医療事故の発生時の対応(2)事故報告受理時の保健所の対応
マニュアル対応に関する手順が定まっている

(カ所)	評価			A (良 好)	C (要改 善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当				
都道府県保健所	47	13	4	3	75	99	237
指定都市保健所	0	0	0	0	7	5	0
中核市保健所	0	0	2	1	11	12	0
保健所政令市保健所	1	0	0	0	1	3	0
東京都特別区保健所	1	2	2	1	6	5	0
計	61	9	5	100	124	9	308

A.定まっている

C.定まっている

57 II.1 医療事故の発生時の対応(3)薬局等から保健所への事故報告体制
薬局に対して条例・要綱・文書または口頭で事故発生時の報告を依頼している

(カ所)	評価			A (良 好)	C (要改 善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当				
都道府県保健所	21	11	5	5	140	58	237
指定都市保健所	11	0	0	0	5	10	0
中核市保健所	12	3	0	0	10	1	0
保健所政令市保健所	0	0	0	0	3	1	0
東京都特別区保健所	0	0	0	1	9	5	0
計	44	8	6	167	75	8	308

A.依頼している

C.依頼していない

58 II.1 医療事故の発生時の対応(3)薬局等から保健所への事故報告体制
薬局から事故報告を受け取る際の報告基準を定めている

(カ所)	評価			A (良 好)	C (要改 善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当				
都道府県保健所	27	4	8	74	111	13	237
指定都市保健所	11	0	0	3	12	0	26
中核市保健所	12	4	0	2	7	1	26
保健所政令市保健所	0	0	0	3	1	0	4
東京都特別区保健所	0	0	1	5	9	0	15
計	50	8	9	87	140	14	308

A.定めている

C.定めてない

59 II.1 医療事故の発生時の対応(4)医薬品に関する事故報告・相談受理時の対応
患者・住民から医薬品に関する事故についての相談に応じている

(カ所)	評価			A (良 好)	C (要改 善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当				
都道府県保健所	7	0	4	215	7	4	237
指定都市保健所	6	0	0	19	1	0	26
中核市保健所	1	0	1	24	0	0	26
保健所政令市保健所	0	0	0	4	0	0	4
東京都特別区保健所	0	0	0	15	0	0	15
計	14	0	5	277	8	4	308

A.応じている

C.応じていない

60 II.1 医療事故の発生時の対応(4)医薬品に関する事故報告・相談受理時の対応
必要に応じて薬局等に対して事実確認を行っている

(カ所)	評価			A (良 好)	C (要改 善)	その他	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当				
都道府県保健所	9	0	2	213	8	5	237
指定都市保健所	6	0	0	19	1	0	26
中核市保健所	6	1	0	19	0	0	26
保健所政令市保健所	0	0	0	4	0	0	4
東京都特別区保健所	0	0	0	15	0	0	15
計	21	1	2	270	9	5	308

A.行っている

C.行っていない

61 II.1 医療事故の発生時の対応(4) 医薬品に関する事故報告・相談受理時の対応
薬局等から事故報告を受けて適切に助言を行う

(カ所) 評価 1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好)	C (要改 善)	その他	計	
							9
都道府県保健所	8	0	0	17	1	0	237
指定都市保健所	7	1	0	18	0	0	26
中核市保健所	0	0	0	4	0	0	26
保健所政令市保健所	0	0	1	14	0	0	4
東京都特別区保健所	24	3	4	258	13	6	308
計							

A.行っている

C.行っていない

62 III.1 事故対応事例に対する事後対応と再発防止1) 医療機関等に対する保健所の対応
事故の再発防止に対する安全対策を確認して、必要に応じて助言・指導を行っている

(カ所) 評価 1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好)	C (要改 善)	その他	計	
							5
都道府県保健所	3	0	0	23	0	0	237
指定都市保健所	2	0	0	23	1	0	26
中核市保健所	0	0	0	4	0	0	26
保健所政令市保健所	1	4	1	9	0	0	4
東京都特別区保健所	9	7	9	264	10	9	308
計							

A.行っている

C.行っていない

63 III.1 事故対応事例に対する事後対応と再発防止2) 患者・家族に対する保健所の対応
医療に対する安心感・信頼が得られるよう必要に応じて患者・家族からの相談に応じる

(カ所) 評価 1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好)	C (要改 善)	その他	計	
							7
都道府県保健所	4	1	0	21	0	0	237
指定都市保健所	1	2	0	21	2	0	26
中核市保健所	0	0	0	4	0	0	26
保健所政令市保健所	1	1	1	11	1	0	4
東京都特別区保健所	13	5	10	259	12	9	308
計							

A.応じている

C.応じていない

64 III.1 事故対応事例に対する事後対応と再発防止3) 保健所の機能強化
保健所間において医療事故事例共有を通じて保健所の体制強化につなげることができる

(カ所) 評価 1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	A (良 好)	C (要改 善)	その他	計	
							27
都道府県保健所	2	1	2	19	2	0	26
指定都市保健所	0	2	2	13	9	0	26
中核市保健所	0	0	0	4	0	0	4
保健所政令市保健所	1	5	2	4	3	0	15
東京都特別区保健所	30	17	13	170	68	10	308
計							

A.できる

C.できない

医療安全

1 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
定期的に病院の立入検査を実施している

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
1.都道府県保健所	4.6	0.0	92.8	0.0
2.指定都市保健所	15.4	0.0	84.6	0.0
3.中核市保健所	3.8	0.0	96.2	0.0
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	100.0	0.0
5.東京都特別区保健所	100.0	0.0	0.0	0.0
計	10.1	0.0	88.0	0.0

A.実施している

C.実施していない

2 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
定期的に有床診療所の立入検査を実施している

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
1.都道府県保健所	3.4	0.0	79.7	13.5
2.指定都市保健所	11.5	0.0	80.8	7.7
3.中核市保健所	0.0	0.0	84.6	15.4
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	75.0	25.0
5.東京都特別区保健所	0.0	6.7	66.7	26.7
計	3.6	0.3	79.5	14.0

A.実施している

C.実施していない

3 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
定期的に無床診療所の立入検査を実施している

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
1.都道府県保健所	3.8	2.1	2.5	51.1
2.指定都市保健所	11.5	0.0	0.0	30.8
3.中核市保健所	0.0	0.0	3.8	50.0
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	75.0
5.東京都特別区保健所	0.0	6.7	6.7	80.0
計	3.9	1.9	2.6	47.4

A.実施している

C.実施していない

4 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
定期的に産科施設を有する診療所の立入検査を実施している

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
1.都道府県保健所	5.1	4.2	4.6	54.0
2.指定都市保健所	11.5	0.0	0.0	46.2
3.中核市保健所	0.0	0.0	3.8	65.4
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	75.0
5.東京都特別区保健所	0.0	6.7	6.7	33.3
計	4.9	3.6	4.2	53.6

A.実施している

C.実施していない

5 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
定期的に歯科診療所の立入検査を実施している

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
1.都道府県保健所	3.8	2.1	2.5	45.1
2.指定都市保健所	11.5	0.0	0.0	30.8
3.中核市保健所	0.0	3.8	3.8	46.2
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	75.0
5.東京都特別区保健所	0.0	6.7	6.7	86.7
計	3.9	2.3	2.3	42.5

A.実施している

C.実施していない

6 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
定期的に助産所の立入検査を実施している

評価 (%)	評価			計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ る	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当	
1.都道府県保健所	4.6	5.1	5.1	25.7
2.指定都市保健所	11.5	0.0	0.0	65.4
3.中核市保健所	0.0	0.0	3.8	23.1
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	25.0
5.東京都特別区保健所	0.0	13.3	0.0	80.0
計	4.5	4.5	4.2	24.4

A.実施している

C.実施していない

7 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
病院、有床診療所に対して、医療安全対策委員会の開催、安全管理のための指針・マニュアル整備、研
修、ヒヤリハット・事故に関する情報共有、事故発生時の対応などが行われていることを確認している。

評価 (%)	評価			C (要改 善)	A (良好)	3.評価の 基準・目安 が不適当	2.具体的 評価指標 が不適当	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当						
1.都道府県保健所	2.1	1.7	0.8	92.4	0.8	2.1	100.0	2.1	100.0
2.指定都市保健所	11.5	3.8	0.0	80.8	3.8	0.0	100.0	0.0	100.0
3.中核市保健所	0.0	0.0	0.0	92.3	7.7	0.0	100.0	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	0.0	26.7	0.0	60.0	13.3	0.0	100.0	0.0	100.0
計	2.6	2.9	0.6	89.9	2.3	1.8	100.0	1.8	100.0

A.実施している

C.実施していない

8 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
無床診療所、歯科診療所、助産所に対して、安全管理のための指針・マニュアル整備など、安全管理体
制の充実に関する指導を行っている。

評価 (%)	評価			C (要改 善)	A (良好)	3.評価の 基準・目安 が不適当	2.具体的 評価指標 が不適当	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当						
1.都道府県保健所	3.8	0.8	1.7	59.5	31.6	2.5	100.0	2.5	100.0
2.指定都市保健所	11.5	0.0	0.0	38.5	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
3.中核市保健所	0.0	0.0	0.0	65.4	34.6	0.0	100.0	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	75.0	25.0	0.0	100.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	0.0	13.3	6.7	53.3	26.7	0.0	100.0	0.0	100.0
計	3.9	1.3	1.6	58.1	33.1	1.9	100.0	1.9	100.0

A.実施している

C.実施していない

9 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
介護老人保健施設、訪問看護ステーションに対して、安全管理のための指針・マニュアル整備など、安全
管理体制の充実に関する指導を行っている。

評価 (%)	評価			C (要改 善)	A (良好)	3.評価の 基準・目安 が不適当	2.具体的 評価指標 が不適当	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当						
1.都道府県保健所	38.0	0.4	1.7	35.9	19.0	5.1	100.0	5.1	100.0
2.指定都市保健所	42.3	0.0	0.0	46.2	11.5	0.0	100.0	0.0	100.0
3.中核市保健所	50.0	11.5	0.0	23.1	11.5	3.8	100.0	3.8	100.0
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	80.0	0.0	0.0	13.3	6.7	0.0	100.0	0.0	100.0
計	41.9	1.3	1.3	34.4	16.9	4.2	100.0	4.2	100.0

A.実施している

C.実施していない

10 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
病院及び有床診療所に対して、院内感染対策委員会の開催、院内感染対策のための指針・マニユアル
整備、研修、院内報告による情報共有など、必要な対策が行われていることを確認している。

評価 (%)	評価			C (要改 善)	A (良好)	3.評価の 基準・目安 が不適当	2.具体的 評価指標 が不適当	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当						
1.都道府県保健所	2.1	2.1	0.4	92.4	0.8	2.1	100.0	2.1	100.0
2.指定都市保健所	11.5	3.8	0.0	80.8	3.8	0.0	100.0	0.0	100.0
3.中核市保健所	0.0	0.0	0.0	92.3	7.7	0.0	100.0	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	0.0	26.7	0.0	60.0	13.3	0.0	100.0	0.0	100.0
計	2.6	3.2	0.3	89.9	2.3	1.8	100.0	1.8	100.0

A.実施している

C.実施していない

11 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
無床診療所、歯科診療所、助産所に対して、院内感染対策のための指針・マニュアル整備など、院内感
染対策の充実に関する指導を行っている。

評価 (%)	評価			C (要改 善)	A (良好)	3.評価の 基準・目安 が不適当	2.具体的 評価指標 が不適当	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当						
1.都道府県保健所	3.4	0.8	1.7	57.0	34.6	2.5	100.0	2.5	100.0
2.指定都市保健所	11.5	0.0	0.0	42.3	46.2	0.0	100.0	0.0	100.0
3.中核市保健所	0.0	0.0	3.8	61.5	34.6	0.0	100.0	0.0	100.0
4.保健所政令市保健所	0.0	0.0	0.0	75.0	25.0	0.0	100.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	0.0	13.3	6.7	46.7	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
計	3.6	1.3	1.9	55.8	35.4	1.9	100.0	1.9	100.0

A.実施している

C.実施していない

12 I.1 医療の質と安全に関する管理体制の充実(1)医療機関に対する立入検査などの実施
介護老人保健施設、訪問看護ステーションに対して、院内感染対策のための指針・マニュアル整備など、
院内感染対策の充実に関する指導を行っている。

評価 (%)	評価			C (要改 善)	A (良好)	3.評価の 基準・目安 が不適当	2.具体的 評価指標 が不適当	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	計
	1.保健所 所轄(権 限)外であ り	2.具体的 評価指標 が不適当	3.評価の 基準・目安 が不適当						
1.都道府県保健所	35.9	0.0	2.1	40.5	16.0	5.5	100.0	5.5	100.0
2.指定都市保健所	38.5	0.0	0.0	50.0	11.5	0.0	100.0	0.0	100.0
3.中核市保健所	50.0	3.8	3.8	26.9	11.5	3.8	100.0	3.8	100.0
4.保健所政令市保健所	75.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
5.東京都特別区保健所	80.0	0.0	0.0	13.3	6.7	0.0	100.0	0.0	100.0
計	39.9	0.3	1.9	38.6	14.6	4.9	100.0	4.9	100.0

A.実施している

C.実施していない